

農業振興地域整備計画変更申出書

平成 ○○ 年 ○○ 月 ○○ 日

（宛先）紀の川市長

- ・登記簿謄本の名義を記入して下さい
- ・連絡先の（その他）は、すぐに連絡がとれる携帯電話の番号等

（土地所有者）住所：紀の川市粉河○○番地○

氏名：紀の川 太郎 ㊞

連絡先（自宅）0736-73-0000
（その他）090-△△△△-0000

- ・別紙の代理人選任届も提出して下さい。
- ・連絡先の（その他）は、すぐに連絡がとれる携帯電話の番号等

（上記代理人）住所：紀の川市粉河××番地×

氏名：那賀 三郎 ㊞

連絡先（会社）0736-73-0×0×
（その他）090-0△0△-0△0△

農業振興地域整備計画を変更したいので関係書類を添付し申出します。

1. 変更区分（該当する変更区分に○を記入して下さい。）

	農振法に基づく農用地区域への 編入
○	農振法に基づく農用地区域からの 除外
	農振法に基づく農用地の 用途区分の変更（軽微変更）

2. 変更申出に係る土地

大字	字	地番	登記面積	登記地目	利用生産状況等	受益土地改良区名	その他
			変更面積	現況地目			
粉河	○○	○○-○	1,000	田	野菜	○○土地改良区	
			1,000	畑			
<ul style="list-style-type: none"> ・大字、字、地番、登記面積、登記地目欄については、土地登記簿謄本を見て記入して下さい。 ・うち変更面積欄には、変更する面積を記入して下さい。 ・現況地目欄は現況の地目を記入して下さい。 ・受益土地改良区名欄には、変更しようとする土地が土地改良区 							

※現況地目は、田・畑・樹園地・原野・休耕畑など具体的に記入して下さい。

3. 申出地の利用者

利 用 者			所有者との続柄
住 所	氏 名	連 絡 先	
紀の川市粉河〇〇番地〇	紀の川 次郎	0736-73-〇〇〇〇	次男

4. 変更目的

一般(個人)住宅	<p>・農業振興地域整備計画変更後に利用する用途を記入して下さい。 (例：分譲住宅、アパート、マンション、駐車場、進入路、資材置場、〇〇の工場、〇〇の店舗など)</p>
----------	---

5. 契約等予定内容(該当する契約種類に〇を記入して下さい)

契約の種類	売 買		賃貸借	○	使用賃借		贈 与
	その他 ()						
契約時期	平成〇〇年〇〇月頃予定						
農地転用時期	平成△△年△△月頃予定						

・契約時期及び農地転用時期については、おおよその予定時期を記入して下さい。

6. 申出地の状況等について

(1) 申出地選定について(欄が狭い場合は、別紙に記入し添付)

① 選定理由(選定の経過や申出地以外の土地で代替できない理由等)

<例示>
 変更後の土地利用者である私の次男世帯が、子供も大きくなり、また私達夫婦も高齢となってきましたので、私達夫婦の近くに分家住宅を建てたいと思い、建てる場所の選定を下記のとおりとしました。
 今回の申出地以外に農地6筆所有しておりますが、当初は他の農地に建てようと建築確認や開発許可がおりるかどうかが担当部署に相談したが、問題があるとのことでした。そのため、他の農地で検討しましたが、今回申出地以外の農地は基盤整備農地であったり、また基盤整備していない農地で、周辺は農地で住宅が建てられるような場所ではない(建築確認や開発許可がおりない場所)ため、今回の申出地に決定しました。
 なお、土地選定については、別紙土地選定検討表のとおりです。

※農業振興地域農用地区域外の土地ではできない理由を記入して下さい。但し経済的理由は除きます。
 ※編入の場合も記入して下さい。

代替性(農地以外の土地や農業振興地域農用地区域外の農地で適当な土地は無いのか)、転用の緊急性、必要性、その他土地選定にあたっての理由を記入して下さい。
 なお、土地選定については、別紙土地選定検討表を提出して下さい。

② 規模の決定等について(内容及び規模、取排水計画及び周辺への影響等)

<例示>

木造2階建1棟、建築面積120㎡、駐車場2台約20㎡、その他75㎡、全所要面積215㎡で、所要面積分を分筆後、残農地は必ず編入します。

取水については、本申出地に接道の市道〇〇〇線に水道が配管されているため、市道・水道関係各課へ協議の基、市に道路掘削申請を提出し、水道管を引き込みます。

排水については、合併処理浄化槽を設置し、地区水利組合に協議により、雨水とともに本申出地西側の水路に流します。つきましては、周辺への影響はないと思われます。

※編入の場合は記入不要です。

内容及び規模、取排水計画及び周辺への影響について記入して下さい。なお、以下の点に留意の上記入して下さい。

- 一般(個人)住宅
所要面積の内訳、残農地の今後の取り扱い、取排水についての処理方法(給水取り込み経路及び雨水のみでもどこへ排水するのか)、周辺への影響について記入して下さい。危険を要する場合等は、擁壁・フェンスなど被害防止施設の概要を記入して下さい。
- 分譲住宅・アパート・マンション、工場・店舗
所要面積の内訳(区画数及び平均区画面積等)、取排水についての処理方法(給水取り込み経路及び雨水のみでもどこへ排水するのか)、周辺への影響について記入して下さい。危険を要する場合等は、擁壁・フェンスなど被害防止施設の概要を記入して下さい。
- 資材置場など
どのような資材、機械類を置くのか、取排水についての処理方法(給水取り込み経路及び雨水のみでもどこへ排水するのか)、周辺への影響について記入して下さい。危険を要する場合等は、擁壁・フェンスなど被害防止施設の概要を記入して下さい。
- 駐車場など
駐車台数、形態(露天・立体など)別所要面積、取排水についての処理方法(給水取り込み経路及び雨水のみでもどこへ排水するのか)、周辺への影響について記入して下さい。危険を要する場合等は、擁壁・フェンスなど被害防止施設の概要を記入して下さい。

<例示>

- 分譲住宅
本申出地を分譲住宅6戸(1区画あたり平均150㎡)にし、1戸あたり建築面積55㎡、延床面積100㎡にし、幅員6mの公衆用道路約70m設置する予定です。
取水については、本申出地に接道の市道〇〇〇線に水道が配管されているため、市道・水道関係各課へ協議の基、市に道路掘削申請を提出し、本申出地の公衆用道路に水道管を引き込みます。

(2) 土地改良整備事業関係の確認について

(※この項目については、申出人又は代理人が記入して下さい。)

- ① 申出地のある区域の土地基盤整備事業等の概要（国などの直轄又は補助に係る土地改良基盤整備事業等の受益地確認）

※事業状況区分欄については、該当するものに○をつけて下さい。

事業状況区分		実施済み		実施中		計画中	○	非該当
事業名								
工期								
事業完了日	・国などの直轄又は補助に係る事業等の土地改良基盤整備事業などの受益地であるか否かについて、自ら確認した結果を記入して下さい。							
受益面積 (ha)								
指摘事項等								
確認年月日	平成○○年○○月○○日			確認部局等	紀の川市農林商工部農地課			

- ② ①以外の農業用排水路などの受益地確認

※事業区分欄については、該当するものに○をつけて下さい。

事業区分	用水路		排水路		農道		環境保全	
	その他 ()						○	非該当
事業名								
受益面積 (ha)	・上記土地改良基盤整備事業等以外の事業などの受益地であるか否かについて、自ら確認した結果を記入して下さい。							
指摘事項等								
確認年月日	平成○○年○○月○○日			確認部局等	紀の川市農林商工部農地課			

《 注意事項 》

A 補助金返還の有無については、紀の川市関係部課及びその他関係機関と補助金返還の手続きにより協議を必ず行って下さい。

補助金返還が生じる場合は、補助金返還していただきます。

- ・紀の川市農林商工部農地課など関係機関で自ら確認した結果を記入して下さい。
- ・また確認した際には、確認した月日や確認した部署や確認者の氏名等を記入して下さい。

7. 他法令関係について相談の確認について

(※この項目については、申出人又は代理人が記入して下さい。)

(1) 農地法(農地転用の許可見込み)関係について、紀の川市農業委員会事務局に相談を行いましたか?

<input checked="" type="radio"/>	相談を行った	相談年月日	平成 ○○ 年 ○○ 月 ○○ 日		
	相談部局等	紀の川市農業委員会事務局	相談対応職員	□□ □□	
	指摘事項等	他法令関係の協議を行うよう指摘された。			
	相談を行っていない	相談しなかった理由			
	許可見込み	<input checked="" type="radio"/> 可 ・ 不可			

(2) 建築基準法関係の建築確認など(工作物の確認なども含む)について、那賀振興局建設部総務調整課建築グループに相談を行いましたか?

<input checked="" type="radio"/>	相談を行った	相談年月日	平成 △△ 年 △△ 月 △△ 日		
	相談部局等	那賀振興局建設部総務調整課建築グループ	相談対応職員	△△ △△	
	指摘事項等	特になし			
	相談を行っていない	相談しなかった理由			
	許可見込み	<input checked="" type="radio"/> 可 ・ 不可			

(3) 都市計画法(開発許可)等の関係について、紀の川市都市計画課に相談を行いましたか?

<input checked="" type="radio"/>	相談を行った	相談年月日	平成 □□ 年 □□ 月 □□ 日		
	相談部局等	紀の川市建設部都市計画課	相談対応職員	△△ △△	
	指摘事項等	特になし			
	相談を行っていない	相談しなかった理由			
	許可見込み	<input checked="" type="radio"/> 可 ・ 不可			

- ・上記「7. 他法令関係について相談の確認について」の各確認項目については、自ら確認した結果を記入して下さい。
- ・(1)～(3)について、未確認項目については、事実をそのまま記載して下さい。

について相談・協議等を行った内容について記入して下さい。

B (3)については、宅地造成等規正法、県土砂埋立て条例、市土砂埋立て条例、市開発指導要綱に関する相談・協議等を行った内容について記入して下さい。

C 上記相談・協議以外にも森林地域、自然公園地域、文化財保護地区、各受益土地改良区において、規制等ある場合がありますので、該当される場合は、相談・協議等をして下さい。

8. 添付書類（提出部数は全て1部）

（1）共通添付書類

土地登記簿謄本 （土地の登記事項証明書）	・全部事項	和歌山地方法務局岩 出出張所（有料）
公図の写し （縮尺1/500）	・申出地を赤で囲んで下さい。 ・分筆予定の場合は、分筆予定線を 青で明記して下さい。	和歌山地方法務局岩 出出張所（有料）
変更申出地案内図	・申出地を赤で明記して下さい。 ・住宅地図のコピーでも可。	紀の川市農業振興課 （様式あり）
土地利用計画図	・計画平面図及び配置図 （取排水経路、進入経路なども記入 して下さい。） ・増築、敷地拡張の場合は、既存建物 等を含み明記して下さい。 ・資材置場については資材ごとの配置 と通路等を明記して下さい。 ・駐車場については、収容台数がわか るよう駐車区画線を明記。 （駐車台数等の積算資料含む） ・編入の場合は不要。	
土地選定検討表	・申出地を含めた検討結果を記入して 下さい。 ・候補地すべて記入した地図を必ず添 付して下さい。	紀の川市農業振興課 （様式あり）
同意書等	・土地所有者が故人である場合	紀の川市農業振興課 （様式あり）
代理人選任届	・業者等へ委託する場合のみ。	紀の川市農業振興課 （様式あり）

上記書類以外に除外事由により、下記の書類が必要になります。

（2）店舗等の場合

事業計画書等	・会社等の登記簿、定款、議事録（当 該事業実施の意思決定が確認できる 書類）、収支決定報告書（営業規模 等を確認）等の写し	任意様式
資格証明書等	・当該事業を行うために必要となる資 格証明書等の写し	

（3）駐車場又は資材置場の場合

既存の駐車場、資材 置場の配置図等	・現在使用箇所の配置図と位置図 （案内図）	
----------------------	--------------------------	--

- ・「8. 添付書類」の左空欄部分に必要な添付書類があるのかどうかを確認するための
チェック欄として使用して下さい。
- ・申請を行う前に、添付書類が全て揃っているかをよくご確認ください。
- ・上記の「注意事項等」をよく読んでいただき、注意事項について承諾した上で、申請
を行って下さい。

◎ 注意事項等

1. 提出期間は1月、5月、9月の1日～15日で年3回です。なお、最終日が閉庁日の場合は、次の開庁日の午後5時30分までとなります。
2. 土地所有者の住所が登記簿謄本記載の住所と違う場合は、その者が土地所有者であることを証明する書類(戸籍謄本(戸籍全部事項証明)、住民票など)が必要です。
土地所有者が故人である場合は、相続人が土地所有者となるため、相続人全員の署名押印と相続人であることを証明できる書類、若しくは代表相続人の署名押印と代表相続人であることを証明できる書類が必要です。
3. 土地の条件により変更申出できない場合がありますので、事業計画等を十分検討の上、申出下さい。
4. 一部分を除外又は軽微変更をする場合は、添付していただく公図の写し上に分筆予定線を書き入れて下さい。また建築物の予定位置も公図の写しに書き入れて下さい。
5. 農用地区域からの除外や農用地の用途区分の変更(軽微変更)等については、農地転用許可申請、開発許可申請、建築確認申請等の手続きが必要になる場合がありますので、変更後に速やかに各種申請手続きを行って下さい。
農振除外が認定された後、6ヶ月以内に農地転用等必要な手続き及び事業着手等しないものについては、再度農用地区域に編入する場合があります。
6. 他法令関係について相談の有無の項目以外にも、森林地域、自然公園地域、文化財保護地区、各受益土地改良区において、規制等ある場合がありますので、該当される場合は、相談・協議等をして下さい。
7. 土地登記簿謄本(土地の登記事項証明書)、公図、戸籍謄本(戸籍全部事項証明)、住民票等は、交付日より3ヶ月以内のものを提出して下さい。
8. 代理人選任届による代理人は、行政書士に限ります。また、代理人選任届により書類等の提出を代理人に委託された場合でも、必要な際には土地所有者等に直接問い合わせ等を行うことがあります。
9. 変更申出書の提出後に、現地確認等のために市の担当職員等が申出地及び既存施設に立ち入り、写真撮影等を行いますので、あらかじめご了承下さい。
10. その他、必要に応じて追加書類等を提出していただく場合がありますので、その際には早急に提出して下さい。